

研究ノート

北海道砂川市有地神社の最高裁違憲判断とその余波 —RIRC 宗教記事データベース所収記事から見えてくるもの—

塚田 穂高

はじめに

2010年1月20日、最高裁大法廷は、北海道砂川市が市有地を神社の敷地として無償供与しているのは政教分離に反するとして、市民が違憲確認を求めた2件の訴訟で、このうち空知太神社のケースを違憲と判断した。なお、すでに市有地だった神社敷地が町内会に無償譲与された富平神社のケースについては、合憲判断となった。

政教分離訴訟での最高裁の違憲判断は、1997年4月の愛媛玉串料訴訟判決に次ぐ2件目となる。全国紙（北海道版・東京版・地方版）・地方紙各紙には、「違憲判決」「政教分離に新基準」などの見出しが躍った。

本稿は、いわば本訴訟と判決に関する「まとめ」を行おうというものである。以下、まず対象ケースの沿革と原告についての基礎情報を記す。そして、判決の概要とそのロジックの特性を検討する。続いて、判決の地方（自治体）への余波を見てみたい。最後に、判決に対する宗教界の反応を見ておく。本判決は「画期的」「新基準の採用」と大きく報道されながらも、どの点が画期的で新しく、それがいかなる意味を持ちうるかについては充分言及されていないきらいがある。また、本件に関する重要な側面の一つに、全国に「千件以上」（原告側）・「数千に留まらない」（砂川市）とされる公有地を宗教施設に無償提供している類似ケースの存在がある。判決を受けて、各地方自治体が調査に乗り出し、地方版・地方紙が続々と報じているものの、単発の報道に終始しており全体像が見渡せていない。以上の点に留意・着眼して論を進めることで、本研究ノートも一定の意義と資料的価値を有するものと考えられる。

なお、以下の記述は、宗教情報リサーチセンターの「宗教記事データベース」にて、フリーワード「砂川」・期間「2010年1月～4月」で検索してヒットした228件、その他の記事を基礎データとして用いている（5月21日時点、地方版・紙はおおむね3月末までのもの）。なお、文中強調点は筆者による。

1、対象ケースの沿革・概要—私有地・共有地寄附のパターン—

北海道砂川市は、だいたい北海道の中央部、札幌市と旭川市の間位置する。人口は19,000人ほどである。『北海道神社庁誌』などによると、空知太神社は、1892年に五穀豊穡を祈願して祠を祀ったことに端を発する。空知地方では最も古い神社だとされる。場所は現在地近くの国有地だったようだ。1897年、地元住民らが3,120坪の土地について北海道庁に土地御貸下願を提出し、認められ、神社が造営されている。1903年、隣接地に小学校が完成。1948年頃、小学校の増設・体育館新築のために、住民が土地を提供し、移設された。すなわち、私有地上ということである。1953年、住民は、固定資産税の負担を解消するためもあり、同土地を旧町に寄付。町議会が無償使用を認める議決をした上で、所有権を取得した。1970年、町内会は町内会館を新築。市から補助金の交付を受けた。この際、神社・祠が会館内に納められ、鳥居が国道に面して設置された。鳥居の先に、町内会館「空知太会館」と「神社」が一体となった建物が聳える現在の型である（神社新報 2/1ほか）。当然ながら、神職はおらず、世話人15人が運営。神社側は町内会館の運営委員会に年間6万円の使用料を支払っている。現在は新年と春秋の年3

回、近隣神社の神職により、祭事が執り行われている。初詣には、200～300人の参拝者があるといふ（毎日・札幌 1/21）。

一方、合憲判断が出た富平神社の土地は、もともと現在無償譲与されている町内会の前身が実質的に所有していた。1935年に土地の寄附及び所有権移転登記がなされ市有地となり、教員住宅が建設された。のち1975年に同住宅が取り壊され、1976年から町内会の前身に管理が無償委託されていた。後述のように2004年に住民監査請求がなされた後の2005年、市議会の議決を受けた上で、市は「地縁団体」となった同町内会に同地を譲与していた、というものである（神社新報 2/1ほか）。

このように幾分複雑な経緯があることがわかるが、どちらも私有地（あるいは共有地）が寄附により市有地となったという経緯には注意が必要である。

2、原告のモチベーション

次に、原告について。原告は、^{たにうちさかえ}谷内榮（79）氏ら市民。谷内氏は、元中学教員でクリスチャンである。軍国少年だったが、終戦後キリスト教に出会い、その後中学の英語教師となった。「明治政府が国家神道を作り、学校教育に持ち込んだことが無謀な戦争につながった」。神社のお祭りで勤務先の学校が休みになるたびに、異論を唱えた。退職後、自宅近くの空知太神社が市有地に立っており、市が無償提供を続けていることを知った。「政教分離は二度と神社が国と一体となってはならない戒めのためにある」として、住民監査請求を経て2004年3月に提訴した。本件については、「私はクリスチャンの立場から、信教の自由のために訴訟を起こした。互いに信仰は尊重しなければならない。頑なにならず、尊重し合える存在になって」とする（産経・東京 1/21、毎日・札幌 1/21ほか）。また、「この裁判は、戦時中に国に従ってしまった日本の信徒、教会がその過ちを二度と犯さないために闘うキリスト者の闘いでもあると思っています。…イエス様がいつも私の前にいてくださる。主の闘いです」と述べている（クリスチャン 2/14）。原告の中心人物である氏の、モチベーションの契機ないし所在は、おさえておく必要があるだろう。

3、判決の概要とそのロジック

次に判決の内容に移ろう。空知太神社に関する砂川市の市有地無償提供については、14人の裁判官中9人が違憲の判断を下した（うち1人は、市側の上告棄却を主張）。反対は1人のみ。4人は、高裁の審理不足・判断材料不足として、判断を示さなかった。そして、結果として、違憲判断の上で、札幌高裁への差し戻し判決となった。

判決のロジックに迫る前に、まずは日本国憲法中の「政教分離」に関する部分を振り返っておこう。日本国憲法第20条第1項「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」

（第2項省略）

同第3項「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」

第89条「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」

確認しておくが、これだけである。

本件の判決のロジックについては、『世界』2010年4月号所収の林知更「空知太神社事件最高裁違憲判決が意味するもの」（25-28頁）が非常にコンパクトかつ明晰にまとめているので、参

照しながら進めよう。林によると、1977年の津地鎮祭事件以来の最高裁の政教分離に関する傾向は「20条3項中心主義」と「目的効果基準一元主義」として捉えられるという。前者は、いわば国・地方自治体・行政機関の宗教的活動の禁止である。これと20条1項・89条との違いは、「宗教団体」(受け手側、と言えようか)の定義が20条3項には特に必要ないことだろう。ここで問題となるのは、「国及びその機関」が、宗教的活動をしているか否かなのである。では、「国及びその機関」が少しでも「宗教的なもの」に関わるとたちまち違憲になるのだろうか。そうではない。そこで持ち出されるのが、「目的効果基準」である。これは、「当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為」のみが違憲とされる、というものである(愛媛玉串料事件では、これが89条の判断基準にもなるとなった)。本件の1審・2審も、大筋として20条3項に関して目的効果基準を適用し、違憲判断を下していたのだ。

ところが、である。最高裁判決においては、目的効果基準は採用されなかったのだ。判決は、20条3項ではなく、89条と20条1項後段への違反を認定したのである(最高裁での20条1項後段違反の認定は初、とのこと)。すなわち、これは、町内会とは独立した「氏子集団」の社会的な実在を認め、「宗教団体」「宗教上の組織もしくは団体」と認定した、ということである。では、違反・違憲の際の判断基準とは何か。これが「新基準」と目されたものであるが、「…宗教的施設の性格、土地が無償で当該施設の敷地としての用に供されるに至った経緯、無償提供の態様、これらに対する一般人の評価等、諸般の事情を考慮し、社会通念に照らして総合的に判断すべき」という判決の部分である。判決では、他の箇所でも「一般人の目から見て」「社会通念に照らし」といった語が際立っている。こうして、そうした基準から判断するに、市が「氏子集団」という「宗教団体」に特別の便益を提供している状態であるから違憲だとしたのである(世界4月号)。こうした基準が適用されたのには、「目的効果基準」が「行為」を念頭に置いているのに対し、本件のような継続的な「状態」を判断するになじまなかった、という見方も出されている。

参考までに、唯一の合憲判断を下した堀籠幸男裁判官の意見(要旨)を引いてみよう。「神道は日本列島に住む人々が集団生活を営む中で生まれた、生活に密着した信仰。空知太神社は開拓のために渡った人々が心の安らぎのために建立し、生活の一部。創始者が存在し、確固たる教義や教典を持つ排他的な宗教と、抽象的に宗教一般として同列に論ずるのは相当ではない」(朝日・東京1/21)。典型的とも言える、神道習俗論・神道非宗教論である。ただし、違憲判決が「氏子集団」を「宗教団体」としていることを考え併せると、「一般人の目」「社会通念」とはどこにあるのか考えさせられもする意見である。

判決でもう一つ重要なのは、高裁へ差し戻したことである。すなわち、違憲性の解消には、施設撤去・土地明け渡し以外にも、無償・有償譲渡、有償貸付などの方法があるとしたのだ(朝日・札幌1/21、毎日・札幌1/21ほか)。むしろ撤去に関しては、「氏子の信教の自由に重大な不利益を及ぼすことが自明」としている。ここで伏線として重要と思われるのが、併せて出された富平神社のケースの合憲判決である。「地縁団体」である町内会への譲与は「違憲性解消のための措置」であるとして、14人全員一致での合憲判断となった(日経・東京1/21)。紙幅の都合上、詳細には触れられないが、要は「こういう解決方法は合憲である」ということを示唆しているのだと言えよう。

以上が、本判決の「画期的」なロジックである。

4、各地の類似ケースの搜索へー公有地上宗教施設の俯瞰の試みー

本件の判決は、北海道砂川市の地元の 2 神社のみに関わる話として、注目を浴びたのではない。政教分離に関する最高裁の 2 件目の違憲判断、という側面については、だいたいここまでで見渡すことができた。次なるポイントは、全国に「類似」の公有地上の宗教施設があり、土地が無償提供されているようだ、という点である。違憲判断以降、「わが地方にも、類似のケースがこれだけある」という「一斉搜索」が始まったのである。それは、各自自治体が慌てて登記簿・土地台帳を開き調べているものもあれば、全国紙の地方局や地方紙が独自に取材しているものもある。すでに訴訟のなかでも、原告側は「全国に 1,000 件以上」、砂川市は「数千単位にとどまらない」と双方が言及している（毎日・東京 1/21）。この数字にどれだけの裏付けがあるのかはわからない。幸いに、宗教情報リサーチセンターの「宗教記事データベース」には、全国紙地方版と多くの地方紙の宗教関係記事が網羅的に収蔵されているので、地方版・地方紙に掲載された、公有地上の宗教施設で土地を無償提供していると思われるケースの報道を全て拾ってみた。文末の表である。

北海道・静岡県・宮崎県とあるのは、道有地・県有地の意である。ほとんどのケースが、市町村有地であることがわかる。国有地の例は、東京都千代田区九段会館屋上の「護国神社」の例程度である。

総「箇所」数は、750 弱である。もっとも、一箇所に「鳥居」と「社」など複数件の「工作物」や「建築物」を含む場合があるので、総件数はもっと多くなる。

種類としては、やはり「神社」が多く見られる。寺院・仏閣は、あまり多くみられず、数えるほどである。キリスト教の教会などは（後述の「日本 26 聖人記念館」を除き）、管見の及ぶかぎり見られなかった。「祠」が多く、鳥居・石碑・地藏・観音・稲荷などもかなりの数が見られた。もっともこの傾向にも注意が必要である。一つは、判決が 2 神社に関わるものであったため、各地の「神社」「社」と呼ばれているものが、優先的にチェックされている可能性がある。もう一つは、「神社」と分類されていても、その基準が一律でなく、なかには「社」「祠」「堂」と区別が曖昧な、「神仏」が判然としないものもあるだろうことである。表向きの件数を見て、「かくも国家・行政と神社は癒着していたのか」と結論づけるのは、早計に思える。

一見して目立つのは、北海道の件数である。同表によると、150 ヶ所強になる。3 月 1 日には、政教分離を守る北海道集会実行委員会が、道内の 179 市町村・道・北海道開発局を対象に無償提供を調べるアンケート調査結果を発表した。それによると、113 市町村からの回答で、52 市町村に計 244 ヶ所の公有地上の宗教施設があり、195 ヶ所が無償提供という結果になった（北海道・札幌 3/2 ほか）。これにも 2 つの理由があると思われる。すでに 2004 年から訴訟が起こされていることもあり、道内でのこうしたケースに関する意識が高い＝実態把握も進んでいる、という側面がある。実際、富平神社は提訴後、無償譲与が行なわれており、旭川市もここ数年で有償契約を結ぶなどしている。もう一つは、そもそも北海道にはこうした国有地・公有地に比較的新しく開拓者・入植者が神社等を造営するケースが多かっただろうことである（北海道・札幌 1/21）。いくつかの地方紙も指摘しているが、こうした歴史的背景が、影を落としているようだ。

他に目立つのは、私有地あるいは共有地だったが、自治体に寄付したというものだ。砂川市のケースと似ている。自治体の主導で公有地に存在している、と思われるものも散見される。札幌市の真駒内神社は、戦後の区画整理で市有地に所在となった（日経・札幌 2/18）。秋田県大仙市の稲荷神社も土地開発の代替地として提供された市有地である（秋田魁新報 1/26）。鎌倉市の諏訪神社も市役所建設のため市有地に移転したものだ（朝日・湘南 3/6）。横浜市の事例

で興味深いのは、1908年から48年まで、市町村以外は墓地の経営ができなかったため、寺院などが土地を市に寄付した上で無償使用していた墓地が6件あることだ。「昔からそこにあった」「合併時に引き継いだもの」などといった頻出するワーディングも含め、「公有地上の無償提供宗教施設」が急速に社会問題化されていく局面を読み取ることができる。

鎌倉市の26施設のうち19施設は、田畑の境界となるあぜ道や傾斜地だった「青地」と呼ばれる場所。大正時代に国から鎌倉町に譲渡されたものだという。鎌倉市は寺院が18ケースであり、そうした「青地」に結果的に敷地が重なっているということだろう(朝日・湘南2/4)。

判明したなかで、ほぼ唯一の「キリスト教」該当施設である、長崎市の「日本26聖人記念館」。1959年からカトリックイエズス会に設置許可を出しており、歴史的資料などがあることから無償としてきた。市は「文化向上や観光振興に貢献している。砂川市の例とは性質が異なる」としている(朝日・大阪1/21)。

姫路市の市営「名古山霊苑」には「仏舍利塔」が立つ。当初は民間団体が建立し、後に市に寄付された。毎年、釈迦の誕生日を祝う法要などが執り行われている。市は「観光施設」と説明する(朝日・大阪1/21)。

岩手県奥州市の「後藤寿庵廟」は伊達政宗家臣のキリシタン武士の治水の功績をたたえるために住民がつくり、後に市に寄付した。毎年、カトリック教会が「寿庵祭」を開く。市は、「宗教施設ではなく、顕彰施設・文化財」(朝日・大阪1/21)。

東京都慰霊堂は、関東大震災や東京大空襲犠牲者の遺骨が納められている。年2回の法要では都内の僧侶が読経する。都は「公益性がある事業。特定の宗教に偏らない」としている(朝日・東京1/21)。

いくつか興味深い事例を挙げてみた。「社会通念」と照合してどうであろう。空知太神社と、どのような違いを明確に指摘できるだろうか。

同表がカバーするのは、あくまで地方レベルで「判明」し、「報道」されたレベルである。ここでは国と26道府県の報道しか確認できなかったが、報道がない都府県に該当事例が無い、という意味ではないだろう。既報の自治体でもこれから件数が増えることも考えられる。もちろん全てが「違憲」ではないだろうが(しかし、いくつかの報道では「違憲状態の宗教施設」とあるのだが)、こうした類似ケースは1,000件を軽く超えるもの、と見て間違いはなさそうだ。もともと、こうしたリスティングからは、例えば年1,440円なり数万円なり払うことで有償貸与となり、外れているケースもあるわけである(日経・札幌2/18ほか)。もともと私有地を寄付した市有地の無償提供なら「違憲状態」で、年1,440円なら「セーフ」…。「違憲」の壁とは何なのか、考えさせられてしまう。いずれにせよ、判決の余波による「混乱」はもう始まっている。

5、宗教界の反応—宗教専門紙などから—

では、「政教分離」が問われた今回の判決に対して、当の宗教界はいかなる反応を示しているだろうか。宗派・教団として明確な声明を出した例はほとんどないが、まずは宗教専門紙を参照してみよう。

『中外日報』は比較的淡々と報じており、特別な見解を披歴していない。洗建駒澤大学名誉教授「妥当な判決」、小間澤肇神社本庁渉外部長「実情を無視」の両論併記である(中外1/23)。

『新宗教新聞』は、判決概要と2月6日の判決報告集会の様子を伝えるのみ(新宗教2/25)。

『仏教タイムス』は、今回の違憲判決を創価学会・公明党問題にひきつける形で論じている(仏

タイ 2/4)。すなわち、上述の新判断基準と関連させて、「公益性の高い非課税の宗教施設で、限られた特定政党だけの政治活動は、果たして容認されるのか」「一般社会の評価などを考慮し、社会的通念に照らして総合的に判断する時期が来たと言えよう」としている。判決における「一般的」「社会通念」基準の他のケースへの敷衍可能性に着眼している、と言えよう。また、4月8日付では、「ジャーナリスト」の廣橋隆が、「戦後未処理問題が表面化」と論じている（仏タイ 4/8）。

続いて、キリスト教系専門紙を見てみる。

『キリスト新聞』は、判決を伝えるとともに、弁護団ならびに原告の谷内氏の発言を伝えている（キリスト 1/30）。また、2月6日の「砂川政教分離訴訟を支える会」の報告集会の内容も詳しく載せ、弁護団の「戦前の公権力と神社神道との結びつきがいまだ解消されていない」「（富平神社のように）自治体が町内会を地縁団体として認可し、境内地である公有地を無償譲与することは、…一人ひとりの地域住民の思想、信条、宗教などの自由を侵害するもの」「氏子集団が適正価格で敷地を買い取るべき」などの言を伝えている（キリスト 2/20）。

『クリスチャン新聞』は、判決を伝えるとともに、小池健治弁護士の「不徹底な差戻し」「不当な「富平神社」事件判決」とする「オピニオン」を掲載（クリスチャン 1/31）。また、原告の谷内氏（日本キリスト教会滝川教会員）のライフストーリーと回心体験を、ほぼ一面を割いて掲載している（クリスチャン 2/14）。両紙とも谷内氏の言動を取り上げるなかで、「クリスチャン vs. 国家 = 神道」という枠組みがうつつすらと炙り出される構成である。なお、『カトリック新聞』は特に報道をしていない。

『神社新報』は、2月1日付の1面トップで判決を報じ、6面をまるまる割いて判決要旨・裁判官の意見を載せている。また、2面「論説」では、「本訴訟の原告は元教員でクリスチャンといふ。その主張の核には「国家神道は軍国主義の精神的支柱」との単純な神道への偏見があり、そのロジックは判決の一部判事の意見にも見られる」とし、「素朴な「一般」の信仰護れ」としている。小間澤肇神社本庁渉外部長は、「違憲判断は、歴史的かつ現実の国民の実情を無視するもの。神社のみならず、他宗教の類似施設が全国に点在してゐることを考へると、国民生活に無用な混乱を招くことが懸念される」とコメント（神社新報 2/1）。

宗教界の対応としてはだいたい以上のものであるが、一つ興味深いのは、本判決に対する幸福の科学—幸福実現党のリアクションである。月刊のオピニオン誌である『ザ・リバティ』3月号では、「日常社会に宗教がある風景は排除され」「日本の無神論的風潮を強めるような効果を持つ」「宗教への差別・迫害を助長する怖れのある危険な判決」と評した（ザ・リバティ 3月号）。翌号では、幸福実現党党首の木村智重が「幸福実現党は宗教界を守ります」として、2頁を割いて最高裁の「左傾化」・判決の「危険性」を論じている（ザ・リバティ 4月号）。また、2月には「ストップ！神社いじめ ～空知太神社を守ろう！」として、全国の公有地上の神社施設等を守る特別措置法の制定を求める署名を独自に始めた（結果は不明）。ここには、「政教一致」を公言し、宗教の公的領域における影響力の拡大を強く目指す同党一同教団の特殊性も当然見えるが、他方で宗教界が本能的に感じた本判決に対する「危惧」の突端的表出という面も看取できるのではないか。

おわりに—判決の射程について—

以上の作業並びにデータ提示により、本研究ノートの目指したところは、大方達せられたと言えよう。最後に1点、所感を述べ、稿を閉じたい。

本判決の影響・射程について、である。本件は、マイクロレベルでは北海道砂川市の2神社に

関する問題であるが、中範囲では全国で軽く1,000件を超える公有地上の宗教施設（への土地無償提供）の問題であり、大きな文脈では政教分離の問題である。気になるのは、「新基準」の適用・敷衍可能性についてである。当然全ての石碑やら祠やらが直ちに「違憲状態」とは言えないだろうし、当然宗教団体を支持母体とする政党・政治団体の問題に一足飛びには直結させがたいだろう。しかし、確認したように、政教分離に関する憲法規定は20条と89条のみなのであり、その新基準としての「社会通念」「一般的な見方」が提示された判例なのである。今後、どういう展開を見せるのか、さらなる注目をしていきたい。

公有地上の宗教施設への土地無償提供事例リスト

※「→」は、寄付・譲渡などによる所有の移転を示す。

※「(済)」は、すでに無償状態が解消された事例であることを示す。

自治体 数	施設名・種類	詳細・備考	出典媒体
〈北海道〉			
北海道 1	中の島神社 (札幌市)	国→道。売却交渉(3億4千万円)は難航。	北海道・札幌 1/21、読売・札幌 1/22
札幌市 8	鳥居、祠、真駒内神社、北海道神宮の鳥居	公園 5、道路 2、藻岩山山腹 1。真駒内は区画整理で市有地に。	北海道・札幌・夕 1/29、日経・札幌 2/18
函館市 19	函館八幡宮鳥居・灯籠、東本願寺函館別院の一部など	神社 11・寺院 3・堂／祠など 4。売却・賃貸方針。	北海道・函館 3/27
北見市 17	常呂神社など	明治～昭和初期の開拓・入植期に建立。	北海道・札幌 1/21、朝日・札幌 1/23
苫小牧市 7	沼ノ端神社、樽前山神社など	—————	北海道・札幌 1/21、読売・札幌 1/21
網走市 5	潮見、稲富、山里、浦士別神社、天都山福祿寿神	住民から寄付。	網走タイムズ 1/22
室蘭市 5	祝津、舟見稲荷、山手稲荷、新富神社、陣屋稲荷大明神	—————	室蘭民報 1/22
江別市 5	文京大神社、八幡神社など	—————	北海道・札幌 1/21、読売・札幌 1/21
名寄市 5	曙神社など	—————	北海道・札幌 1/21
富良野市 3	島ノ下神社など	—————	北海道・札幌 1/21
砂川市 3	空知太神社、一の沢神社、吉野水天宮	—————	北海道・札幌 1/21、毎日・札幌 1/21
北広島市 2	北の里神社など	—————	北海道・札幌 1/21
北斗市 8	—————	—————	北海道・札幌 1/21
伊達市 1	大臼山神社	—————	北海道・札幌 1/21
歌志内市 1	歌志内神社	—————	北海道・札幌 1/21
釧路市 3	山花神社、阿寒岳神社など	阿寒岳神社は年2万2千円。	北海道・釧路 1/22
別海町 23	神社	30神社が町有地に立地。	北海道・釧路 1/22
中標津町 4	神社	—————	北海道・釧路 1/22
浜中町 10	神社	—————	北海道・釧路 1/22
釧路町 1	神社	—————	北海道・釧路 1/22

広尾町 3	音調津、野塚、厳島神社	厳島神社は海上の岩にあったが、埋立で町有地に。	十勝毎日 1/22
士幌町 3	神社	—————	十勝毎日 1/22
音更町 4	神社	—————	十勝毎日 1/22
幕別町 11	神社	—————	十勝毎日 1/21
池田町 1	利別神社	—————	十勝毎日 1/21
清水町 一	社	複数	十勝毎日 1/21
北海道(済)11	神社・祠	年3千～1万7千円で貸付。8市町の道有林。	朝日・札幌 1/22
斜里町(済)1	川上神社	賃貸料徴収。	網走タイムズ 1/22
厚岸町(済)8	神社	全て賃貸料を徴収。	北海道・釧路 1/22
登別市(済)2	札内、東札内神社	土地管理契約を結ぶ。 鷺別・富岸神社は以前から賃貸。	室蘭民報 2/9
旭川市(済)3	神社(倉沢神社など)	07年までに売却1・有償貸与2。 倉沢神社は年1,440円。	日経・札幌 2/18
〈青森県〉			
つがる市 3	神社	1つは、市有地に神社があり、神社地に地区集会所。	朝日・青森 1/27
五所川原市 4	神社・鳥居・祠	2ヶ所は元個人所有地。	東奥日報 1/22
〈岩手県〉			
盛岡市 7	安部館稲荷神社・祠など	—————	毎日・岩手 1/22、 朝日・東京 1/27
宮古市 5	熊野神社など	熊野神社は市と神社の共有地上。	朝日・東京 1/27
久慈市 1	巽山稲荷神社	市の公園整備土地取得により。	岩手日報 1/23
田野畑村 2	神社	村が土地を買い上げ。	岩手日報 1/23
花巻市 1	祠など	児童遊園地として町内会に無償貸付敷地内。	岩手日報 1/23
〈秋田県〉			
秋田市 1	穴田稲荷神社(鳥居、祠)	道路工事のため私→旧・町。	朝日・秋田 1/23
大仙市 1	稲荷神社	土地開発の代替地として提供。	秋田魁新報 1/26
鹿角市 3	駒形・黒森山・桜山護国神社	駒形は無償使用契約。他は黙認。	秋田魁新報 1/26、 北鹿 1/23
東成瀬村 1	下田水神社	共有地→村。	秋田魁新報 1/26
〈山形県〉			
山形市 7	日森稲荷・若木八幡神社など、社務所、鳥居、石碑、祠	—————	山形 1/29
鶴岡市 1	荘内神社参道	—————	山形 1/22
米沢市 3	神社・鳥居・祠	—————	山形 1/22
長井市 1	皇大神社社務所	公園内。	山形 1/22
寒河江市 1	厳島神社	国有地払い下げ市有地の池の中。	山形 1/22
東根市 4	神社・祠など	「地縁団体」設立し土地譲渡方針。	日経・札幌 2/18
白鷹町 2	—————	—————	読売・山形 2/6
最上町 2	—————	—————	読売・山形 2/6
中山町 1	—————	—————	読売・山形 2/6
南陽市 一	ほこら、地藏、石碑	—————	山形 1/22
高島町 一	ほこら、地藏、石碑	—————	山形 1/22

〈福島県〉			
福島市 6	乙和稲荷、熊野神社など	乙和稲荷は国→市。 区画整理で市有地上。	毎日・福島 2/23
鏡石町 1	鏡石神社	元・皇族御猟場。戦後町に払下。	毎日・福島 2/23
会津若松市 11	神社・祠	—————	福島民友 2/23
南会津町 1	子安観音堂	—————	福島民友 2/23
相馬市 1	五龍頭神社	国有林→市。	福島民友 2/23
郡山市 9	神社・仏閣	各8・1。住民→市。集会所敷地として。	福島民友 3/30
3市町 ー	神社など	喜多方市・白河市・広野町で複数。	毎日・福島 2/23
〈群馬県〉			
桐生市 1	織姫神社	—————	読売・群馬 3/12
邑楽町 5	神社・薬師堂	4は私→町。「地縁団体」に所有権移転方針。	読売・群馬 3/12
〈茨城県〉			
水戸市 2	祠、根古屋円通堂	個人→旧村。後者の周囲は地域の共有墓地。	茨城 1/26
桜川市 1	神武天皇遥拝殿	町内会に無償提供。	茨城 1/26
〈埼玉県〉			
さいたま市 5	笹岡稲荷、神社、庚申堂など	—————	朝日・埼玉 1/27
和光市 1	弁財天	—————	朝日・埼玉 1/27
所沢市 1	弁財天	—————	朝日・埼玉 1/27
久喜市 1	御陣山(弁財天・祠)	戦後、住民→市。	朝日・埼玉東部 2/2
〈神奈川県〉			
横浜市 49	鳥居・祠・墓地・山門・石碑など	計71件。各33・16・6(寺院に無償使用許可)・2・14。	毎日・湘南 3/9、 読売・横浜 3/9
川崎市 1	鳥居	隣接する「東森稲荷神社」表記。	読売・川崎 1/29
横須賀市 2	上町稲荷、高山稲荷	—————	神奈川・横浜 1/28
厚木市 4	熊野、日枝、秋葉、王子神社	前2者が児童遊園内・後2者が緑地内。	毎日・神奈川 2/6
大和市 1	天満宮社殿	—————	読売・横浜 2/14
湯河原町 1	薬師堂	—————	読売・横浜 2/14
鎌倉市 26	神社、寺院、地藏、霊園	各4・18・2・2。「青地」が19。諏訪神社は市役所建設のため市有地に移転、無償貸与契約。	朝日・湘南 2/4、3/6
小田原市 1	お稲荷さん (鳥居、祠、狐像、道祖神)	児童遊園地内。県→市。	神奈川・横浜 2/4
逗子市 2	子之神社、新宿稲荷神社	前者は道路拡幅で現在地に移転。	朝日・湘南 1/29
相模原市 7	三ヶ木神社社務所、辨財天・鳥居、稲荷大明神、聖徳太子、オヒノモリ、稲荷大明神、川尻八幡宮鳥居	—————	相模経済 3/1
南足柄市 2	閻魔堂、稲荷社	前者は公民館敷地。後者は児童遊園地内。	神奈川・横浜 2/9
5市など 5	鳥居・祠	※海老名・伊勢原・座間・綾瀬・三浦市で少なくとも。	読売・横浜 2/14
平塚市(済) 1	浜獄神社	有償。2010年2月、年12万8,800円で貸与。	読売・横浜 2/14

〈静岡県〉

静岡県	12	神社(社・参道・鳥居)・寺院(地藏堂)・慰霊碑	各8・1・3。地藏尊堂(静岡市)。無償貸与7。以前から存在が6。	静岡・静岡 3/20、3/21
静岡市	65	社・鳥居・地藏堂など	公園・道路・小学校・斎場など。建築物10、工作物70。	読売・静岡 1/27、朝日・静岡 1/27
掛川市	7	神社・寺院敷地	財産台帳上、境内地登記が5・宅地登記が2。	中日・中・東遠 2/2
富士市	16	神社、寺、石碑、祠	神社2、寺1、石碑1は町内会に無償貸与。他は調査中。	静岡・静岡 2/5
沼津市	24	神社・忠魂碑・記念碑・祠・鳥居	25ヶ所31件が市有地上。各8・8・6・6・3。無償24ヶ所30件。	中日・中・東遠 1/29
三島市	7	鳥居・祠・神社敷地	—————	中日・中・東遠 1/29
藤枝市	6	社・祠	—————	中日・中・東遠 1/29
富士宮市	26	社、鳥居、石碑・道祖神、祠、地藏尊、墓、題目塔、忠魂碑	全43施設で、各1・4・17・7・6・2・1・5。忠魂碑は市が設置。	岳南朝日 2/17
芝川町	8	社、鳥居、祠、地藏、忠魂碑	全10施設で、各1・2・3・2・2。	岳南朝日 2/17
浜松市	40	鳥居・祠・地藏・石仏など	全116件。神道関連31・仏教関連9ヶ所。公園7など。	中日・浜松・遠州 3/27、静岡・静岡 3/27

〈山梨県〉

都留市	2	春日神社など	—————	山梨日日 1/28
富士吉田市	10	塩釜神社、神社、祠	—————	山梨日日 1/22
笛吹市	3	白山、山宮、稲荷神社	白山神社は、私→旧町。	山梨日日 1/28
上野原市	1	船守寺	—————	山梨日日 1/22
甲府市	2	神社	—————	山梨日日 1/22
韮崎市	1	白髭神社	—————	山梨日日 1/29

〈愛知県〉

名古屋市	14	神社(鳥居、社殿)	市有地公園内。	読売・名古屋 1/22
瀬戸市	1	金神社	地元自治会に貸与。	中日・名古屋 1/21

〈富山県〉

富山市	20	慰霊碑・祠・地藏・観音像	各4・10(公園)・3(市道路肩)・3(河辺)。	北日本 3/7
魚津市	2	神社境内の一部	無償・経緯不明。	読売・高岡 2/4
射水市	6	神社・寺院	経緯不明。	北日本 2/9

〈京都府〉

京都市	1	市姫神社(鳥居・祠)	市中央卸売市場敷地内。	京都・京都 1/22
京丹波町	1	稲荷大明神(鳥居・祠)	役場建設に伴う移転。	京都・京都 1/22

〈広島県〉

広島県	1	舟入神社(広島市)	約半分は市有地。国→県→県・市。売却難航。	中国 1/22、読売・広島 1/23
-----	---	-----------	-----------------------	--------------------

〈鳥取県〉

境港市	2	俣川神社	—————	日本海 1/22
-----	---	------	-------	----------

〈島根県〉

江津市	6	神社・寺院	各2・1。庭・駐車場。灯籠・狛犬・案内看板。	山陰中央新報 2/5
安来市	4	観音堂、薬師堂、荒神祭場	—————	山陰中央新報 2/5

出雲市	1	神社	放水路事業で移転。 将来、有償譲渡方針。	山陰中央新報 2/5
〈徳島県〉				
徳島市	1	お亀神社(祠)	旧村の土地。	朝日・徳島 1/23
小松島市	1	お玉大明神	市役所敷地内。	徳島 1/22
東みよし町	1	龍王神社	—————	徳島 1/22
〈高知県〉				
高知県	1	大谷古霊神社(堂、鳥居)(香南市)	県立のいち動物公園内。 園の安全祈願。	高知 1/28
高知市	2	満願神社、弘化巖島神社	後者、中央卸売市場内。 毎年無償貸与申請。	高知 1/27
安芸市	1	妙見寺敷地の一部	区画整理で土地売却代金未請求。	高知 1/30
本山町	1	西光寺	借地料未徴収。	高知 1/30
四万十市	1	堂	市庁舎敷地内。	高知 1/30
〈愛媛県〉				
松山市	21	祠・鳥居・地藏・弘法大師像	「地縁団体」が設立されない場合、 土地を市有地として受け取ってきた。	愛媛 1/26
〈福岡県〉				
福岡市	16	小獄神社、慰霊碑など	—————	日経・福岡 2/18
〈佐賀県〉				
みやき町	1	天満宮	町有財産。 国有地→私有地→町・市有地。 5年間の無償使用契約。	佐賀 1/22
鹿島市	1	天満宮	—————	佐賀 1/22、3/4
鳥栖市	3	筑紫神社、社、ほこら	—————	佐賀 1/22
嬉野市	1	西山陶山社境内(祠、狛犬)	—————	佐賀 1/22
佐賀市	1	祠	—————	佐賀 1/22
〈長崎県〉				
長崎市	3	日本26聖人記念館、神社	記念館は、カトリックイエズス会に 無償許可。	西日本・長崎 1/22
大村市	5	神社	—————	西日本・長崎 1/22
〈大分県〉				
竹田市	1	桜町神社	県道工事で当時の町有地に移転。	毎日・大分 1/22
杵築市	1	寺山八幡神社	駐車場。地区共同墓地との共用。	毎日・大分 1/22
国東市	2	文殊仙寺・岩戸寺	各駐車場。後者は私→旧町。	大分合同 1/29
〈宮崎県〉				
宮崎県	16	社・鳥居・祠・石碑など	県立高校の敷地内、県道など。	宮崎日日 2/24
国有地	1	護国神社(東京都千代田区)	日本遺族会「九段会館」屋上。	赤旗 1/25
国有地(済)	1	御倉稻荷社(徳島市)	徳島地裁敷地内。 09年5月市内神社に移転。	朝日・徳島 1/23